

小牧市鳥獣被害防止対策協議会鳥獣被害防止器材設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農作物の鳥獣被害防止対策の効果的な実施を図るため、農業者が農作物の防護を目的に設置する電気柵、金網柵等（以下「防止器材」という。）の経費に対する補助について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この補助金の対象者は、有害鳥獣による被害を防止するため、新たに防止器材を設置する農業者（以下「設置者」という。）で、市内に住所を有し、かつ市内の設置対象農地の所有権又は耕作権を有することにより、継続的に農作物を生産している者（当該権利を有する者が2人以上の場合にあっては代表者1名）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、防止器材を設置するための必要最小限の資材費（以下「補助対象経費」という。）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に1/2を乗じた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、1年度あたりの補助限度額は別表第1の設置者区分欄の区分に応じ、限度額欄に掲げる額を限度とする。

3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付（変更）申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、事業開始前までに小牧市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）に提出しなければならない。

(1) 購入予定の資材費の内訳がわかる書類

(2) 設置予定場所の位置図

(3) 設置予定場所の写真

(4) その他協議会が必要と認める書類

2 補助金の申請は、1年度あたり1回とし、当該補助又は他の補助を受けて防止器材を設置した農地（以下「補助事業農地」という。）については、別表第2に定める償却期間内は新たに補助金の申請はできないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(1) 効果的な防止器材の設置のため補助事業農地を拡大する場合において、補助を受けた防止器材を当該補助事業農地で再利用して申請するとき。

(2) 補助事業農地において補助を受けた防止器材と並行して利用する防止器材を当該補助事業用地に設置するためについて申請するとき。

(3)設置者が2つ以上の農地に防止器材を設置するために申請するとき。

3 前項ただし書きに規定する申請を行う場合において、設置者は、前条に規定する1年度あたりの補助限度額に達するまで、補助金の交付申請を行うことができる。

(補助金の交付承認及び通知)

第6条 協議会は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、補助金交付（承認・不承認）通知書（第2号様式）により、設置者に通知するものとする。

2 協議会は、補助金の交付承認に際し、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取り下げ)

第7条 前条の交付承認を受けた設置者は、当該通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに申請を取り下げることができる。

(交付申請の変更)

第8条 設置者は、第5条の規定による申請の内容を変更するときは、速やかに申請書に協議会が必要と認める書類を添えて協議会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更該当する場合については、この限りではない。

2 第6条および第7条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(実績報告)

第9条 設置者は、補助事業の完了の日から起算して一ヶ月を経過した日、又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて協議会に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 購入した資材費の内訳がわかる書類（納品書・明細書等）

(3) 設置場所の位置図

(4) 購入資材の写真

(5) 資材設置後の現地写真

(6) その他協議会が必要と認める書類

2 前項の事業完了日とは、防止器材の設置及び経費の支払の完了日をいう。

(補助金交付額の確定)

第10条 協議会は、前条の補助事業実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付額確定通知書（第4号様式）により、設置者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求および交付)

第11条 前条の通知を受けた者は、補助金の請求をしようとするときは、通知を受け取った日から起算して15日以内に補助金交付請求書（第5号様式）を協議会に提出しなければならない。

2 補助金は、前条の補助金の確定の日から30日以内に交付するものとする。

(交付承認の取消し又は返還)

第12条 協議会は、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金の交付を取り消し、又はすでに交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) この要綱、又は協議会の指示を違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正な行為があったとき。

(留意事項)

第13条 設置者は、次の各号に留意すること。

- (1) 有害鳥獣防除の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助金を申請する農業者が自ら防止器材の資材を購入し、設置すること。
- (3) 設置した防止器材を適切に管理し、鳥獣被害の効果的かつ継続的な防止を図ること。

(財産処分の制限)

第14条 設置者は、この補助金により取得した財産を協議会の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け又は担保にしてはならない。ただし、別表第2に定める防止器材の償却期間を経過した場合はこの限りではない。

(検査等)

第15条 協議会は、設置者に対して、補助金に関し必要な指示をし、報告を求める、又は防止器材の管理状況を把握するため、施設の立入検査を実施することができる。

(免責事項等)

第16条 設置者は、事業実施に伴う危険及び損害の防止に努めるものとし、協議会は、当該事業の実施により発生した損害についてその責任を負わないものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月16日から施行する。

この要綱は、令和2年3月24日から施行する。

この要綱は、令和3年2月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

別表第1 (第4条第2項関係)

設置者区分	限度額
認定農業者、認定新規就農者	100,000円
上記以外の農業者	50,000円

別表第2（第5条第2項、第14条関係）

種類	耐用年数
電気柵	8年
ネット柵	8年
金網柵	14年
ワイヤーメッシュ柵	14年
その他	5年

備考

「耐用年数」は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号。）に定められている耐用年数に相当する年数である。